

第7回 橋本市水道事業審議会議事要旨

日時：平成30年10月12日（金）14時～15時40分

場所：橋本市役所 3階 委員会室

1. 開会

- ・事務局より、今回審議会の傍聴者は1名であることが報告された。

2. 会長挨拶

3. 議事

- ・事務局より、今回審議会の出席数は7名であり、委員の過半数を満たしており、審議会が成立することが報告された。
- ・審議会規程により、濱田会長が議長となり、以降の審議会を進行。
- ・議長より、議事録署名委員が選出された。山本委員、齋藤委員が選出された。
- ・事務局より、資料説明（1）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

委員：P2（1）現状の問題において⑥については「現在の」料金で回収できていないとした方がよいと思います。また、P3（3）の「見直しを行います」など、実施主体が誰なのかを明確にして、表現を修正する必要があると思います。

委員：P4（4）の算定要領での算定条件をもう少し詳しく記載する方がいいと思います。また、P13以降の資料については各資料に題目を付けることでご理解いただきやすくなると思います。

委員：P9（1）の「経営を支える主体であることを理解していただく」ことに対して、HPの充実や広報誌の活用、PIや経営指標の公表など具体的な方法を記載する方がいいと思います。

委員：以前資料にあった老朽管を示した管路のマップを資料に入れた方が、水道の実態を理解していただけたと思います。また、可能であれば短期、中長期というフレーズが答申書にあるため、短期、中長期で更新しなければならない管路を示すことも有効かと思っています。

事務局：お出しできる可能な範囲で管路のマップを資料として追加します。

議長：この審議会は今後の料金はどうあるべきか、施設の耐震化や老朽管の更新など、科学的に議論をしてきたと思っています。一方で、

特定の使用量者に負担をかける結果となる計算結果もでており、公共料金がいろいろと上がっている中で、もう少し、政策的な側面でも考える余地もあるのかと思いますがいかがでしょうか。

- 事務局：P30にもありますが、理論的に計算すると8m³~10m³の使用者の増加率が高くなってしまう状況です。
- 議長：審議会が料金を決定するわけではなく、審議会の考えを市長に答申していくわけですが、科学的な議論での答申のみとするのか、その他の要素も加えるのかということです。
- 委員：料金改定20%は、経営上は必要であることはわかります。ただ、県内の状況を調べると、20%改定で、県内で1位となり突出することになります。改定率を下げる余地はあるのかないのか、経営上は厳しくなるとは思います、近隣の市町村と比べてしまうと厳しいのではないかと感じています。
- 議長：近隣との比較は確かにできてきます。ただ、個人的な意見としては、県内の事業者ももっと積極的に料金の議論をすべきと考えています。結局、料金で賄えないと一般財政からの繰入になる可能性がありますし、繰入された分は本来の用途と異なる使い方がされる可能性があるということです。橋本市が率先して道筋を示すということもいいように感じています。大事なことは、できるだけ使用者がみんな負担をして、一般財源からの持ち出しを少なくする。一般財源の資金は次世代に向けた投資にも充てていくということかと考えています。
- 委員：この審議会としては水道事業を如何に継続していくかということかと捉えています。一方で、今回の答申は議論した結果、負担の増加を我慢してほしいと捉えられる可能性があると思います。なぜ水道事業を継続すべきなのか、企業誘致等、市の向かう方向性と整合させて、橋本市を発展させていくためには水道事業が必要であるなど、付帯意見としてなにか具体的なことを発信できないかなと思います。
- 議長：橋本市では企業誘致をされているとともに橋本市へ投資してほしい、活動してほしいということを進めておられます。そのような中で、公共料金が透明なあたりで議論されていることは非常に大事なことだと思います。
- 委員：固い言い方ですが、今回の結論は必要条件であると思います。今回議論した結果を実行したらこんないいことがあるなど、もう少し発展的のものが見えたらいいなと思います。

- 事務局：どちらかという守りの要素が強くなっているのは理解していません。
- 議長：耐震化や更新には20%の料金改定が必要であるという必要条件を議論し固めてきたわけです。ただ、答申に当たっては、もう少し発展的なことを盛り込むことはできるかと思います。
- 事務局：発展的なことを記載して、市民の方が前向きな気持ちになればいいと思います。
- 委員：他の事業体の料金改定の答申書になにが書いてあったかを確認してみてもどうでしょうか。
- 委員：20%改定をされた小田原市の資料を事務局にお送りしておりますので、また参考にさせていただければと思います。
- 委員：もっと水道のPRをしてほしいと思います。1回だけではなく、例えば、1月に財政状況を示して、3月にはこんな更新事業を実施したなど複数回に分けて水道事業を知っていただくことはいいことだと思います。
- 事務局：市の広報誌11月号に今回の審議会概要を紹介する予定です。また、12月には答申の内容を掲載し、その後、隔月程度ではありますが、審議会でも議論した内容を掲載していく予定です。他事業体では水道独自の会報誌などもありますが、本市ではなかなか難しいので、市の広報誌を活用する予定です。
- 議長：この審議会は水道料金をどうしていくかという会ではありますが、大きな視点として、水道事業としてなにを目指していくのかということも重要と考えています。例えば、電力であれば、自然エネルギーを活用して料金を高く設定して、安く手に入る石炭等のエネルギーは使わないなど、どのような考え方のもとで料金水準を考えるかということも必要かと思います。
- 委員：テレビか新聞で見たのですが、オーストラリアに日本の柿が初めて輸出されるという報道で、そこに橋本市の名前がありました。輸出用の施設は水を使用するのでしょうか。例えば、そのような市の発展のための新たな活動に対して水道が役に立っているということを取り上げるのもいいのではないのでしょうか。
- 委員：高野口で水道の説明会のようなものがあつたと聞いたのですが。
- 事務局：市民の皆様から行政の活動に意見をいただくためのカフェミーティングを開いているのですが、先日高野口で開催いたしました。テーマは水道料金についてです。
- 議長：どのようなご意見がありましたか。

- 事務局：現状を説明させていただき、料金の審議をしているとご説明させていただいたのですが、「料金改定するならば周知期間をもっと長くするべきである。」、「経済的な弱者への対応も必要ではないか。」、「水道の維持には料金改定はある程度しかたない。」などのご意見をいただきました。心強いご意見としては、火事があり、消火活動で消火栓を開いて水を使うと水道水が濁ることがあるのですが、どうしても苦情がきます。これについては我慢してしかるべきというご意見もいただきました。高野口は以前からの流れもありますので、水道料金が高い、上がったというイメージはありますか。
- 委員：女性の方を相手にお話をさせていただくことはありますが、水道料金のことは聞かないですね。火事については、昔は火事が多かったのものでそのような意見もでたのかもしれませんが。
- 議長：本来であれば、今日が最終の審議会となるのですが、もう少し議論が必要であれば審議の回数を増やしてもいいということも事務局から聞いているのですが、いかがでしょうか。
- 事務局：少量使用者に対してなにかご意見等はございませんでしょうか。
- 議長：料金体系は簡素なものがいいと思いますが、一方で公共料金等が値上がりしている社会背景の中で、経済的に厳しいと考えられる少量使用者への配慮がなくてよいのかということですね。
- 委員：現状のわかり易い料金体系を、例えば複線化するということは可能なのでしょうか。
- 事務局：少量の方用の料金体系を別途設けるということは難しいと考えていますが、例えば水量区分として 5m^3 、 10m^3 で区分するなど可能性としてあると考えています。
- 委員：例えば使用水量 10m^3 でいくら、それ以降はたくさん使ったので設備負担も大きいということで高めの料金設定にする。また、従量料金をあまりさわらず、基本料金の上げ幅を多くするとか、一本の幹ではあるけれども、枝葉の部分で少しずつ変えていくという意味での複線化という意味合いでした。
- 事務局：いただいたご意見とは逡増制という制度が該当すると考えますが、逡増制については、なかなか根拠づけが難しいという側面があります。1口でたくさん使っていただく方がコストメリットはあるとは思いますが。
- 委員：では、例えば、極端な話として基本水量を 0m^3 として基本料金を設定し、従量料金で調整するということも可能性はあるのでしょうか。

- 事務局：十分考えられると思います。
- 委員：今回の答申としてはそのような考えがあった中で、結論に至ったということは記載した方がいいと思います。
- 委員：経済的に厳しい方が多くを負担することが課題であることはよくわかります。しかし、たくさん水量を使うのは働き世代で子育てをしているような家庭だと思います。そのような家庭が橋本市に移ってこようとした方が見たときに、水道料金を見て高いと感じ、近隣に選択肢が向いてしまうのではないかと感じます。高齢世帯独居世帯を主体に今後の10年を考えていくのか、若い世代を入れていこうとするのか、水道ではなく橋本市として、どうしていくかという方向性が大事と考えます。若い世代や未来への市民へのアピールということも考えていくべきではないでしょうか。
- 議長：一旦休憩を入れまして、10分後くらいに再開したいと思います。

(休憩)

- 議長：事務局とも相談しまして、今日の時点では答申案を決定せず、お手数ですが、もう1回審議をしていただこうと思います。次回に提案させていただく内容としましては、現状で書きたりない将来の市民へのアピールでありますとか、少量使用者への配慮というところをご意見いただいたことを参考に記載することが一つ。少量使用者への配慮ということでは、現在8m³ということに記載していますが、もっと少量への配慮というご意見もありますので、答申としては基本水量10m³をベースとして、その代り、もう少し基本水量が小さい考え方もあるといったことを答申に記載していくということを考えているのですが、いかがでしょうか。
- 委員：使用量の少ない人への配慮という考えはわかりませんが、低所得者や生活保護を受けられている方については、水道で考えるものではなく、本来、行政の方で考えてもらうものではないでしょうか。水道としてそこまで踏み込む必要はあるのでしょうか。
- 議長：水道料金の方でもこういうことが考えられるということに記載したいということなのですがいかがでしょうか。
- 委員：今のお話は、審議会の報告の中で付帯意見として記載するということがいいですか。今回検討した結果、特定のところに負荷がかかることに対して、水道料金の制度的なところで配慮する必要があります

ますよというような位置付けでしょうか。具体的な料金表をつくるということではないという理解でよろしいでしょうか。

事務局：料金表を示すと、固定のようになりますので、料金を説明する言葉で表現していきたいと考えています。

委員：一例だけ、料金表まではいかなくとも、このような考え方だと、このような料金になりますよといった、考え方を示すうえで数値的なところの資料も提示すべきと考えます。付属資料でいいと思いますが。

議長：P9に付帯意見がありますので、そこに記載するか。公共料金を議論する場として、負担が厳しくなっている方に対しての配慮ということで項目立てして記載することも考えられるかなと思います。

委員：制度面として文章で書くのはいいかと思いますが、料金体系を生活弱者と一般用と二つに分けると、水道法14条で料金決定の原則があるので、差別的な取扱いをしてはならないとありますので、それに抵触する可能性があります。

委員：P2の問題に⑦を追加し、現状として使用者の水量には偏りがあり問題があるという認識にして、案を提示するときにその点を関連付けておく、さらに付帯意見として今後の制度設計の中で反映させていくのが望ましいという流れがいいのでしょうか。

議長：まず問題点を挙げて、論理展開をしていくということですね。

委員：管路マップを付けるといいのではという意見は、若い世代に考えてもらいたいという思いからです。現状の世代の負担、将来の世代の負担といった議論ができればいいなと思います。一方で、負担の前に橋本市として明るいビジョンがないと、人が流出しかねないとも思います。みんなで負担しなければいけないのに人がでていくと負担ができなくなる。もう少し大きな目で、例えば水道水売り出すなど、橋本市としてのビジョンが大事と考えます。また、経済的に厳しい人だけではなく、市民一人一人に対しての平等感も大事であると考えます。

議長：その他、ご意見がありましたら。

委員：女性の方を相手に商売をさせていただいておまして、今回の審議会の内容もお話をさせていただくことはあるのですが、高野口では、料金改定もしかたないとう意見を聞きます。

議長：その他、ご意見がありましたら、後日でも結構ですので、ご連絡をいただければと思います。

委員：意見はいつまでに出せばよろしいでしょうか。

事務局：10/19 中までをお願いいたします。

4. 閉会